（別記）

1　滋賀県伊香郡西浅井町塩津浜大辛船溜北側堤防南方210ｍの地点（北緯35度30分18秒、東経136度10分８秒）と同地点から西方50ｍの地点（北緯35度30分18秒、東経136度10分７秒）を結ぶ線、大辛船溜南防波堤先端と同船溜北西防波堤先端を結ぶ線、塩津港南防波堤先端と同港西防波堤先端を結ぶ線、同町岩熊川河口南方520ｍの地点（北緯35度30分28秒、東経136度９分46秒）と同地点から東方20ｍの地点（北緯35度30分28秒、東経136度９分47秒）を結ぶ線、水深３ｍの等深線及び陸岸に囲まれた水域（琵琶湖北湖(1)）

2　滋賀県東浅井郡湖北町尾上温泉南端の地点（北緯35度26分49秒、東経136度11分17秒）と同地点から南西方530ｍの地点（北緯35度26分39秒、東経136度10分59秒）を結ぶ線、今西船溜西防波堤先端と同船溜南防波堤先端を結ぶ線、延勝寺海老江船溜西防波堤先端と同船溜南防波堤先端を結ぶ線、早崎町竹生島神社辺津宮東端の地点（北緯35度24分49秒、東経136度12分16秒）と同地点から南西方355ｍの地点（北緯35度24分43秒、東経136度12分３秒）を結ぶ線、水深３ｍの等深線及び陸岸に囲まれた水域（琵琶湖北湖(2)）

3　滋賀県高島市新旭町今川河口地点（北緯35度22分58秒、東経136度２分14秒）と同地点から東方665ｍの地点（北緯35度22分58秒、東経136度２分46秒）を結ぶ線、新川船溜防波堤先端と同地点から南東方７ｍの地点（北緯35度22分32秒、東経136度２分43秒）を結ぶ線、針江大川船溜北防波堤先端と同船溜南防波堤先端を結ぶ線、同町針江大川河口南東方1250ｍの地点（北緯35度21分30秒、東経136度３分50秒）と同地点から北東方365ｍの地点（北緯35度21分43秒、東経136度３分58秒）を結ぶ線、水深３ｍの等深線及び陸岸に囲まれた水域（琵琶湖北湖(3)）

4　滋賀県草津市新浜町帰帆北橋北端（北緯35度１分０秒、東経135度54分52秒）と同地点から同橋上南方200ｍの地点（北緯35度０分53秒、東経135度54分47秒）を結ぶ線、同地点と矢崎帰帆島北岸を結ぶ水深３ｍの等深線、矢橋船溜防波堤北端と同地点から南東方75ｍの地点（北緯35度０分27秒、東経135度55分14秒）を結ぶ線、同防波堤南端と同地点から南東方70ｍの地点（北緯35度０分25秒、東経135度55分10秒）を結ぶ線、同町近江大橋の東端（北緯34度59分49秒、東経135度54分24秒）と同地点から同橋上西方230ｍの地点（北緯34度59分50秒、東経135度54分16秒）を結ぶ線、同地点と矢崎帰帆島西岸を結ぶ水深2.5ｍの等深線及び陸岸に囲まれた水域（琵琶湖南湖(1)）

○東北地方整備局告示第百四十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第１項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十一月三十日　　東北地方整備局長　青山　俊行

その関係図面は、平成二十一年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福島県双葉郡双葉町大字新山字久保前二六番１から同町大字新山字久保前無番まで	前	一九・二〇～三七・〇〇（メートル）	〇・一一七（キロメートル）
	後	一九・二〇～六四・八〇	〇・一一七

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

○東北地方整備局告示第百四十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第１項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十一月三十日　　東北地方整備局長　青山　俊行

その関係図面は、平成二十一年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

六号　福島県双葉郡双葉町大字新山字久保前二六番１から同町大字新山字久保前無番まで　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十一月三十日

○東北地方整備局告示第百四十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第１項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十一月三十日　　東北地方整備局長　青山　俊行

その関係図面は、平成二十一年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鶴岡市水沢字行司免四五番二から同市中清水字玉作一〇〇番一まで	前	一四・〇〇～二九・一〇（メートル）	一・二〇四（キロメートル）
	後	一五・〇〇～四一・三〇	一・二〇四

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第１項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十一月三十日　　東北地方整備局長　青山　俊行

その関係図面は、平成二十一年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
岩手県岩手郡雫石町橋場竜川山国有林六九七林班ろ三小班地内	前	一三・〇〇～三九・五〇（メートル）	〇・〇八〇（キロメートル）
	後	一三・〇〇～一八四・六〇	〇・〇八〇

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百四十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第１項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十一月三十日　　東北地方整備局長　青山　俊行

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四十六号　岩手県岩手郡雫石町橋場竜川山国有林六九七林班ろ三小班地内　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十一月三十日